

2024年11月8日

各位

会社名 株式会社メタプラネット
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
(スタンダード市場 コード: 3350)
問合せ先 IR部長 中川 美貴
電話番号 03-6772-3696

臨時株主総会の開催日時及び付議内容の確定並びに定款の一部変更、資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2024年9月24日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び招集に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年10月29日を基準日と定めて臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2024年12月に開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時及び付議議案について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案について

- (1) 開催日時：2024年12月13日（金曜日）午前10時00分
- (2) 開催場所：東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー5階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB
- (3) 付議議案：
第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

2. 定款の一部変更について

- (1) 提案の理由
当社の本日時点での発行可能株式総数は65,000,000株ですが、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施に向けて、145,000,000株へ変更するものであります。
- (2) 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。
下線部分は変更部分を表しています。

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>65,000,000</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>145,000,000</u> 株とする。
第7条～第48条（条文省略）	第7条～第48条（現行どおり）

3. 資本金の額の減少及び剰余金の処分について

- (1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的
本議案は、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、あわせてその効力発生日において生じたその他資本剰余金を、会社法第452条の規定に基づき、欠損填補のため利益剰余金に振替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の目的は、欠損填補を行い財務体質の健全化を図ること、及び機動的かつ柔軟な資本政策を実施することにあります。

なお、本件資本金の額の減少は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目間の振替処理であり、これにより発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様
の所有株式数に影響を与えるものではありません。

(2) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の内容

(a) 減少する資本金の額

2024年11月8日現在の5,754,525,824円のうち5,754,525,823円を減少し、資本金の額を1円といたします。

(b) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(c) 資本金の額の減少の効力発生日

2024年12月20日（予定）

(d) 資本金の額の減少により発生するその他資本剰余金の額

減少する資本金の額の全額（2024年11月8日現在：5,754,525,823円）

(e) 欠損填補のため利益剰余金に振り替える金額

その他資本剰余金944,025,527円を、効力発生日において欠損填補目的で、繰越利益剰余金に振替えます。

4. 日程

取締役会決議日	: 2024年11月8日（金）
債権者異議申述公告日	: 2024年11月15日（金）（予定）
債権者異議申述最終期日	: 2024年12月16日（月）（予定）
臨時株主総会決議日	: 2024年12月13日（金）（予定）
効力発生日	: 2024年12月20日（金）（予定）

5. 今後の見通し

本付議案に係る当社業績への影響等を与えるものではありません。今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせします。

なお、上記内容につきましては、2024年12月13日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上